

税務訴訟資料 第263号-140 (順号12264)

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税・消費税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(浜松西税務署長、浜松東税務署長)

平成25年7月23日棄却・上告・上告受理申立

(第一審・静岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年3月15日判決、本資料263号-45・順号12169)

判 決

控訴人	A
控訴人	B
控訴人	C
控訴人	D
控訴人ら訴訟代理人弁護士	長野 哲久
同	前田 香一郎
同	中島 直美
同	安間 俊樹
補佐人税理士	高見 功祐
被控訴人	国
代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	浜松西税務署長 辻 孝之
同	浜松東税務署長 神田 一良
指定代理人	関根 英恵
同	高橋 直樹
同	林 智彦
同	鶴山 裕一
同	高橋 知志
同	瀧 英貴

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1)ア 浜松西税務署長が亡E(以下「亡E」という。)の平成19年分の所得税について平成22年4月16日付けでした更正処分のうち、申告納税額1418万7400円を超える部

分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

イ 浜松西税務署長が亡Eの平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税について平成22年4月16日付けでした更正処分のうち、納付すべき消費税額7万4000円及び納付すべき譲渡割額1万8500円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

(2)ア 浜松西税務署長が控訴人B（以下「控訴人B」という。）の平成19年分の所得税について平成22年4月16日付けでした更正処分のうち、申告納税額404万8900円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

イ 浜松西税務署長が控訴人Bの平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税について平成22年4月16日付けでした更正処分のうち、納付すべき消費税額10万5900円及び納付すべき譲渡割額2万6400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

(3) 浜松西税務署長が控訴人C（以下「控訴人C」という。）の平成19年分の所得税について平成22年4月16日付けでした更正処分のうち、申告納税額191万5800円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

(4) 浜松東税務署長が控訴人D（以下「控訴人D」という。）の平成19年分の所得税について平成22年4月16日付けでした更正処分のうち、申告納税額402万1400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 (1) 亡E（控訴人Aの被承継人）、控訴人B、控訴人C及び控訴人D（以下、4名を併せて「亡Eら」という。）は、他の者と共有するショッピングセンター用の店舗（以下「本件建物」という。）について、株式会社F（以下「F」という。）との間で、信託契約を締結し、受託者である同社は、株式会社G（以下「G」という。）に本件建物を賃貸し（本件賃貸借契約。原判決8頁15行目参照）、亡Eらは受益者として賃料を収受していたところ、平成19年に本件賃貸借契約が解約されることになり、Gは、Fとの間で、原状回復義務の免除を条件として代償金を支払うと合意した。しかし、亡Eらは、本件各代償金（原判決10頁4行目参照）が自己に帰属しないものとして所得税、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告をしたところ、浜松西税務署長が亡E、控訴人B及び控訴人Cについて、浜松東税務署長が控訴人Dについて、本件各代償金は所得税の算定において亡Eらの不動産所得の総収入金額に算入されるとともに、亡E及び控訴人Bに係る消費税等の算定において課税資産の譲渡等の対価の額に算入されることになるとして、それぞれ所得税及び消費税等の各更正処分及び各過少申告加算税の賦課決定処分（本件各処分。原判決11頁14行目参照）をした。

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、本件各代償金についてはFに課税されるべきであるなどと主張し、本件各処分には違法があるとして、その取消しを求めた事案である。

(2) 原審は、本件各代償金を受益者である亡Eらの不動産所得の総収入金額に算入すべきであり、また、受益者である亡E及び控訴人Bの課税資産の譲渡等の対価の額に算入すべきであって、本件各処分は適法なものであると認定判断して、控訴人らの本訴請求をいずれも棄却したので、控訴人らが、これを不服として控訴した。

2 法令の定め、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張の要旨は、原判決の「事実及び理由」中の第2の2ないし4に摘示するとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決9頁

2行目の「Gは、」の次に「平成6年ころ、」を加え、10頁9行目の「本件売買契約」を「売買契約（以下「本件売買契約」という。）」に、13頁8行目の「順号」を「番号」にそれぞれ改める。。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各処分は適法であると判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の第3の1ないし4に説示するとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決19頁3行目の「受益権者」を「受益者」に改める。）。
- 2 よって、控訴人らの本訴請求はいずれも理由がないから、これを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 奥田 隆文

裁判官 片山 憲一

裁判官 清藤 健一